

国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更等に関する パブリック・コメントの実施結果について

1. 概要

平成21年4月2日から5月1日までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について、概要を取りまとめたので公表します。また、中央環境審議会自然環境部会においてもこれらの結果を報告します。

2. 変更等に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

・封書等によるもの	1通
・ファックスによるもの	1通
・電子メールによるもの	4通
合 計	6通

【整理した意見総数】

(内容別)

・今回の変更案等に係るもの	28件
・その他の意見等	10件
合 計	38件

(公園別)

・小笠原国立公園に係るもの	38件
・白山国立公園に係るもの	0件
・大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）に係るもの	0件
・西海国立公園に係るもの	0件
・阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）に係るもの	0件
・西中国山地国定公園に係るもの	0件
合 計	38件

【ご意見と対応方針】 資料1のとおり

3. 今後の予定

平成21年7月	中央環境審議会に変更案等を諮問
平成21年7月	中央環境審議会より答申
平成21年9月	中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容等を官報告示

添付資料

資料1 小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
公園区域及び保護規制計画に関するご意見			
1	<p>小笠原村では空港建設を悲願として位置づけているが空港建設に配慮した公園計画変更となっているのか？</p> <p>特に、父島内での格上げが目立つが、格上げではなくむしろ格下げし各種の開発・建設を行いやすい形にしたほうがよいのではないか。</p>	1	<p>父島内での地種区分の格上げを含めた今回の変更案につきましては、人間生活に配慮した区域と自然環境に配慮した区域を区分することで、保護の強化を図るとともに、住民生活にも配慮したものとしており、地元小笠原村及び東京都との調整を踏まえた案としています。</p>
2	<p>海域を公園区域に追加とあり、沖合5キロまでをその区域と設定しているようですが、これを小笠原村の行政区画（小笠原村が所有する排他的経済水域の末端）まで設定するのが望ましいのではないか。</p>	1	<p>今回の変更案による海域の公園区域の範囲は、海域の優れた自然景観の保護及び公園利用（ダイビング、ホエールウォッチング等）のため設定しているものです。小笠原村の行政区画のみをもって、公園区域をすることは困難です。</p>
3	<p>海域の公園区域に編入する際、陸域同様、水深か沿岸からの距離（人の利用頻度などの視点という意味）から勘案し1～3種・特別保護地区のような制度を設けるのが良いのではないか。</p>	1	<p>海域の公園計画につきましては、6月3日公布された改正自然公園法の施行の後、新制度の適用について検討する予定です。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>野羊山は、固有陸産貝類の保全の観点から格下げすべきではない。</p> <p>今回の地種区分変更において、属島を中心に特別保護地区への格上げが公面積にわたって行われることは評価できる。一方で空港建設の構想などの土地利用を配慮したと思われる、格下げ対象となるエリアがある。その中でも野羊山は新種の固有陸産貝類の分布情報を得ているにもかかわらず、「外来植物の侵入により固有の林相が失われており、再生対策も当面困難な地域」という理由で第1種特別地域から第2種特別地域へと格下げとされている。野羊山は、トンボロ地形の島であったことが知られており、戦時下の戦闘機用飛行場建設の際に浅瀬が埋め立てられ陸続きとなった場所である。このため、ここで確認された固有陸産貝類は、野羊山のみ分布の可能性が考えられ、他の属島にのみ生息する固有種と同島の保全対象とすべきである。従って特別保護地区への格上げがあつてしかるべき区域であり、科学的な検証が十分でないまま格下げすべきではない。</p>	1	<p>ご指摘のとおり、今回の公園計画の変更案においては、当該地のように、海岸地形が良好な一方で、外来種の侵入など人為の影響が植生等に見られる区域については、現状の自然環境を踏まえた地種区分の変更を行っていますが、変更後の地種区分によっても、陸産貝類の生息基盤やデイサイトの露頭、ランドマークとしての地形等、野羊山の良好な特性については、第2種特別地域として保護が図れると考えております。</p> <p>なお、陸産貝類の分布については、各島の情報を収集するとともに、父島を中心とした分布調査を行った結果、野羊山に生息する陸産貝類の種については他島にも分布しているものの、固有陸産貝類の生息地の一つであることは認識しています。固有陸産貝類については天然記念物として個体の保護が図られていることから、その生息基盤についての保全を今後とも図る考えです。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
5	<p>絶滅危惧種オガサワラオオコウモリの集団峙を公園区域に含むべきである。</p> <p>オガサワラオオコウモリは、小笠原諸島固有の絶滅危惧種であり、生息地保全が大きな課題となっている。小笠原諸島において安定的に確認されている唯一の父島個体群は、2001年以降個体数が急激に減少し、その集団峙がある場所は重要な保全対象地である。しかし、この集団峙は、開発や立ち入りを規制するための保護措置は、民有地のため未だ実施されていない。今回の公園計画・地種区分の見直しは、「小笠原独特の生態系、動植物相、自然景観等を適切に保護する」ことを目的としていることから、本種の集団峙を保全対象としないことは整合性がない。また、国有地（国有林）以外の土地規制をかけることは、自然公園制度において他にはない。当該地の公園地区設定を行うべきである。</p>	1	<p>当該地は集落付近であり、国立公園としての風致の資質を有していませんので、変更案において国立公園区域には含めておりません。</p> <p>なお、本種の父島の集団峙の保護については、今後、他の制度も含め、保護方策を検討していく考えです。</p>
6	<p>小笠原国立公園の場合、海域も非常に広範囲が対象となり、かつきわめて重要な自然要素となっている。海域での制度について、現在見直し作業が行われていると聞くが、その見直し作業が完了した際には、小笠原において真っ先にゾーニングの見直しが行われるべきだと考える。その際、海中公園地区や今回拡充される海域の普通地域あるいは隣接する陸域を含めた海域自然環境保全のための総合的なゾーニングとそれに対応した利用ルールの構築が望まれる。</p> <p>指定区域の位置やゾーニングの面積、境界線の位置は、科学的データによって決定されるべきだと考えるが、そのための科学的知見（生物群集、地形・地質、水象等）が残念ながら不足している。それは、現行制度による今回の公園計画変更においても、その不足が現れている。まず、海域の自然環境についての総合的な調査の必要を強く感じる。それは、小笠原周辺海域の価値付けをすることにもつながる。</p>	1	<p>大規模な海中公園地区の拡張を含む今回の変更案の検討に当たっては、専門家や地域のダイバー等へのヒアリングを実施するとともに、特に必要な海域については、サンゴ礁等の調査を実施したところです。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
7	<p>父島字釣浜特別保護地区(釣浜、電信山歩道)の内陸(二見湾側)は、字清瀬、字奥村の集落地域に隣接しており、コアゾーン(特別保護地区)を守るバッファゾーンが設定されていない。当該地域は、無人岩の上に乾性低木林が存在する場所であり、特別保護地区の間際まで開発されないよう、バッファゾーンの設定が望まれる。</p> <p>また、当該地域には小笠原国立公園指定植物ムニンビャクダン(小笠原諸島固有種、絶滅危惧ⅠB類(EN))の群落を含む乾性低木林があり、公園区域に編入し保護することが妥当であり、コアゾーンを守るという二重の意味がある。</p>	2	<p>当該地は集落付近であり、また外来樹木モクマオウが卓越しており、国立公園としての風致の資質を有するものとの評価が難しいことから、国立公園区域には含めることはしていないところです。</p>
8	<p>(29)地域名「父島 西町、三日月山、船見山及び大根山の一部」のうち、宮之浜西側の海岸「水ノ下」(字宮之浜、字三日月山)は、小笠原国立公園指定植物オガサワラアザミ(小笠原諸島固有種、絶滅危惧Ⅱ類(VU))の大きな群落があり、ノヤギ排除後、群落は維持されている。父島では、他にあった個体群もノヤギにより、ほとんど絶滅の状態であり、あったとしても個体群の遺伝子が異なる可能性がある。オガサワラアザミ群落の保全のため、地種区分を下げるべきではない。</p> <p>また、宮之浜西岬先の離れ島「中通島」は、ギンネムの侵入が見られるものの、ほとんど人的改変がなく、無人岩[むにんがん]の枕状溶岩がよく保存されているところであり、十分な保護に値する。地種区分を下げる理由がない。</p>	1	<p>特別地域では指定植物や土石の採取などが規制されており、指定植物であるオガサワラアザミや無人岩については、変更後の地種区分であっても引き続き保護は図れるものと考えております。</p> <p>当該地は、外来植物の侵入により指定当時と比べ林相は大きく変化しているため、今回の変更案では現状の自然環境を踏まえ、外来樹木の伐採など外来種対策を考慮した地種区分に変更するものでもあります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
9	<p>(30)地域名「父島 野羊山、コペペ、袋岬」のうち「野羊山」は、昭和戦前期に洲崎が埋立てられ、陸続きとなった「野羊島」で、父島の一部となった歴史が短く、洲崎よりの斜面、飯森山、野羊山山頂付近の旧日本軍の遺構以外は、面的な自然破壊が少ない。天然記念物オガサワラノスリ(小笠原諸島固有亜種、絶滅危惧IB類(EN))営巣の記録もあり、天然記念物の陸産貝類の生息も確認されている。十分な保護に値し、地種区分を下げる理由がない。</p> <p>(30)地域名「父島 野羊山、コペペ、袋岬」のうち「袋岬」の範囲に「中山峠付近」が入るとするならば、中山峠の西方に境界を設定すべきである。小笠原諸島固有種テリハニシキソウの唯一の群落がある故である。</p>	1	<p>当該地は、外来植物の侵入により指定当時と比べ林相は大きく変化しているため、今回の変更案では現状の自然環境を踏まえ、外来樹木の伐採など外来種対策を考慮した地種区分に変更するものでもあります。</p>
10	<p>母島字評議平特別保護地区(御幸之浜、南京浜沿い)は、農業地域に隣接しており、コア(特別保護地区)を守るバッファゾーンが設定されていない。当該地域は、貨幣石を産する場所であり、特別保護地区の間際まで開発されないよう、バッファゾーンの設定が望まれる。</p>	1	<p>当該地は集落付近であり、国立公園としての風致の資質を有するとの評価が難しいことから、国立公園区域には含めることとはしていません。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
海中公園地区に関するご意見			
11	<p>海中公園地区の設定根拠が不明確であり、十分な保全措置とはいえない。</p> <p>海中公園地区が拡大され、普通地域が沿岸5キロにまで拡充されたことは評価できる。しかし、その根拠は、サンゴ礁の発達している海域とだけ記されているに過ぎない。国際的には、生物多様性条約保護地域プログラム（CBD-WoP）において、2012年までに海洋保護区（MPA）のネットワーク構想が要請されている。これを受け、現在通常国会で審議中の自然公園法改正案では、これまでの海中景観重視設定の海中公園から脱却し、陸域の保全に比して立ち遅れている海域保全の充実のために新たに「海域公園地区」といったカテゴリーを設け、流域までを視野に入れた保全を取り入れるものである。こうした国内外の状況を鑑みたとき、今回の海中公園の拡充については、科学的根拠に乏しく、景観重視型のこれまでの公園行政からの脱却が図られているとはいえない。自然公園法が改正され海域公園地区が新設される際には、科学的根拠をもとに設定の見直しが必要である。</p>	1	<p>今回の海中公園地区の指定案については、学識経験者等の関係者へのヒアリング調査及び現地調査を実施したうえで、必要なサンゴ群集の保全を図ろうとするものです。また、普通地域拡張の理由はサンゴ礁の発達している海域という理由ではなく、ザトウクジラやマッコウクジラ、イルカ等の海棲哺乳類が観察される範囲である沖合5km、概ね水深150から200m程度の大陸棚を含む範囲を公園区域に含めようとするものです。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
12	<p>海中公園地区を拡大していることは評価できるが、父島・長崎周辺、ブタ海岸付近や母島・南崎付近など、自然保護面あるいは自然利用面から言って、指定されてしかるべき海域が抜けている。これらの海域のうち長崎周辺は、父島では他でほとんど見られない縁溝一縁脚系を持つサンゴ礁が発達し、伊豆-小笠原弧におけるこの緯度のサンゴ礁地形の典型と考えられる。また、ブタ海岸や南崎周辺では、豊富な造礁サンゴ類が群集を構成している。</p> <p>海中公園地区の追加選定基準とその科学的バックデータを示されたい。</p>	1	<p>今回の海中公園地区の指定案は、学識経験者等の関係者へのヒアリング調査及び現地調査結果により、得られた情報を踏まえたものですが、今後ともご指摘の区域を含めて情報収集等の努め、必要に応じて検討してまいります。なお、海中公園地区追加案の検討に当たっては、『小笠原地域自然再生推進計画調査「父島海中公園地区等環境調査」』『同「母島海中公園地区等環境調査」』『同「母島海域環境調査」』を実施したところです。</p>
13	<p>「小笠原海中公園地区4号」と言われて何処であるか分かる人は、小笠原駐在の環境省自然保護官と東京都小笠原支庁の自然公園管理担当者ぐらいであろう。「海中公園地区の追加(31)～(37)」に示される名称のように、海中公園地区の名称を島民および観光客などの利用者が容易にわかるようにするため、既成の名称を番号から地名に改めることが必要である。</p> <p>(例)小笠原海中公園地区1号→瓢箪島海中公園</p>	1	<p>既指定の海中公園地区の名称につきましても、ご意見の趣旨を踏まえ、島民、公園利用者等にとってわかりやすいものとなるよう検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
14	<p>(38)小笠原海中公園地区4号の拡張案が示されている。この部分に異議はないが、さらに東方の長崎東側まで範囲を拡大することが妥当と思われる。サンゴ礁は拡張案の東方に連続しており、また長崎の岬東側は、造礁サンゴの石灰岩層地形が海中に露出している観察することができ、貴重であり海中公園地区として保護することが望まれる。</p>	1	<p>今回の海中公園地区の指定案は、学識経験者等の関係者へのヒアリング調査及び現地調査結果により、得られた情報を踏まえたものですが、今後とも、ご指摘の区域を含めて情報収集等に努め、必要に応じて検討してまいります。</p>
15	<p>小笠原海中公園地区5号（仮称）南島海中公園 沈水カルスト地形は、小笠原海中公園地区の範囲外に大きく広がっていることが近年の調査で分かった。その範囲は国天然記念物に指定されており、海中公園地区も合わせて拡張して保護することが望まれる。特に、現行海中公園地区東側、金石沢地先の浅海域の保護は重視されることが望まれる。</p>	1	<p>今回の海中公園地区の指定案は、学識経験者等の関係者へのヒアリング調査及び現地調査結果により、得られた情報を踏まえたものですが、今後とも、ご指摘の区域を含めて情報収集等に努め、必要に応じて検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
利用施設計画に関するご意見			
16	<p>係留施設の新規整備は行うべきではない。</p> <p>今回の利用施設計画の変更において、兄島海中公園、南島、母島東港、母島ウエントロ、母島御幸浜海中公園、向島、平島海中公園の計7箇所の新規係留施設整備が盛り込まれている。その理由として、サンゴ礁及び海底地形を保護し適正な利用を図るためと整理されているが、上記計画箇所においてサンゴ礁及び海底地形に悪影響を及ぼしていると現状認識されている箇所がどこか、かつ今後その恐れがある箇所はどこかなどの評価がなされた結果なのか資料からは明確にされていない。</p> <p>上記のうち陸域利用もあわせて利用されているのは南島（東京都自主ルールに基づく）、平島海岸部の2箇所である。特に南島では、係留施設の是非についてモニタリング調査に基づき議論が始まったばかりの段階であり、公園施設計画が先行して、係留施設の設置を位置づけることは、地元の理解・協力を得ながら国立公園の管理運営を図って行くとしている近年の国立公園行政の姿勢に反しているといわざるをえない。</p> <p>また、係留施設を整備し、利用を促すことは外来種の侵入を促進する可能性があり危険である。特に、向島などの固有の生態系に不可逆の影響を与えてしまうことから、新規係留施設の整備は行うべきではない。</p>	1	<p>南島を除く係留施設については、主にイカリの使用によるサンゴ礁および海底地形への悪影響を回避するために係留ブイを計画的に設置することを想定しているものであり、海中公園地区の自然資源を保護するために必要不可欠な施設であると考えています。なお、この考え方については、地元の理解を得て小笠原国立公園管理計画書において先行して定められています。海中に設置するものは外来種の侵入の観点での危険性はほとんど想定されないものと考えます。</p> <p>また、南島の係留施設については、現在すでに整備されている係留ブイを公園計画に位置付けるとともに、地域における議論も踏まえ、陸域での整備も視野に入れたものです。今後具体的な事業内容の決定に当たっては適切な施設整備の内容を検討することとなります。</p> <p>なお、上記趣旨を公園計画書の整備方針の上で明かにすることとします。</p>
17	<p>母島南進線車道計画は追加するべきではない。</p> <p>今回の利用施設計画において母島南進線の車道計画が追加されている。当該地域は、母島において分布が限られているシマイスノキ型乾性低木林に接し、固有陸産貝類や固有鳥類の重要な生息地となっているだけでなく海鳥類の繁殖地へ繋がる地域であり、小笠原諸島の中でも最も保全上重要な地域の一つである。特に陸産貝類については、生息地の分断やコウガイビルや、プラナリアなどの外来の捕食者の移動を助長することが想定される。さらに、車道の延長新設は、南崎へのノネコの侵入の可能性リスクを高めることが懸念され、これまでの母島南崎における自然保護・再生事業の取り組みを根底から覆すことにも繋がるため、撤廃するべきである。</p>	1	<p>当該車道計画については、既存の車道を公園区域の拡張に合わせて公園計画に位置付けるものであり、新たに延長新設を行うものではありません。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
18	<p>公園計画歩道と森林生態系保護地域の利用ルールとの整合を図るべきである。</p> <p>2008年4月に「森林生態系保護地域保全管理計画」が策定され、それを基に平成20年9月より新たなルールが設定された。「小笠原森林生態系保護地域保全管理委員会」の議論の中で入林できる歩道については、実際の利用実績と生態系への影響の有無などを勘案し整理されたところであり、環境省も委員として出席し、その上で議論・了承されたものである。しかし、今回の公園歩道計画にはその内容がもりこまれておらず、整合が図られたものではない。特に、母島堺ガ岳から乳房山に至るルートは、ルール適用以前から利用されていないだけでなく、母島の地元地域からの利用の要望もない。また、母島東山～東台のルートについては、固有植物の生息場所保全と安全性の観点から、保全管理計画においては一部を除いて利用しないルートとされたところである。関係行政機関、地元関係者、研究者が参画し議論した結果示された結論については、見直される公園計画においても反映されなければならない。</p>	1	<p>「小笠原森林生態系保護地域保全管理委員会」での議論は、公共事業等により整備される歩道に関してではなく、踏みわけ道に関する利用の在り方について検討されたものと承知しています。今回の公園歩道計画案については、過去の検討経緯も踏まえつつ、林野庁とも調整を図ってきたところです。</p>
19	<p>現在西浦は、遊歩道もなく昔ながらの赤道を利用し小笠原小学校生徒の遠足、島民のイカ釣りポイントやハイキングの場となっています。自然だけではなく、戦争中使用された震洋艇の倉庫の跡もあります。また、月ヶ岡神社に碑のある菊池虎太郎翁の住まいがあったところでもあり、朝鮮独立の志士、金玉均が滞在していた場所でもあります。母島の数少ない歴史を語る重要な場所であると当協会では捉えております。観光資源は、豊かな自然だけではなく歴史を物語る場所も必要であり、そのことを十分理解し知識を得たガイドが案内することは、これからの観光に必要な事と思われまます。</p> <p>入口が整備されているため、間違っ入ってしまう観光客もいて、道も分からず事故につながった事もあります。それを未然に防ぐためにも道が分かるように遊歩道もしくは散策路をつけて欲しいと思っています。途中で民地があることも遊歩道が今まで出来なかった要因でもありますが、将来的には西浦海岸まで利用できるルートに関係機関にお願いして行きたいと思っています。</p>	1	<p>ご要望のルートについては現時点では、具体的な検討が進んでいないものと承知しています。今後の地域と関係者による議論を踏まえて、必要に応じて計画の追加についても検討する考えです。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
20	<p>係留施設の整備が計画されているが、現在海域の利用頻度が高い父島列島での設置数は少なく、むしろ現状での利用頻度が少ないと思われる母島列島での設置数が多くなっている。係留の目的が、本文にもあるように「サンゴ礁および海底地形を保護し適正な利用を図るため」とするのであれば、現状に見合うように再検討が望まれる。また、係留施設には、規模が小さいブイの設置から大型のポンツーンまでが考えられる。どのような施設が想定されているのか。どこにどのような目的でどのような施設を設置するのか、利用状況や生物群集の変化と現状などのデータに基づいて、適切な場所選定と方法の選択がなされるべきである。また、係留施設の利用ルールも明確にすべきである。</p>	1	<p>係留施設については、南島を除き、規模の小さな係留ブイの設置を想定しているところであり、その具体的内容については今後検討することになります。</p> <p>また、南島の係留施設の具体的な内容については、今後関係者と協議のうえ検討していくものと考えています。</p>
21	<p>単独施設位置(名称)が公称地名などの表記と異なっていたり、位置と名称がずれていたたりしているものを適正なものとし、島民及び観光客などの利用者の混乱の解消や事故発生時の場所の特定を容易にし、迅速な対応ができるようにする。</p> <p>(例) 東京都小笠原村(奥村)→東京都小笠原村父島字奥村</p>	1	<p>公園計画における単独施設位置の記載方法については、「国立公園の公園計画作成要領等(平成15年5月28日自然環境局長通知)」に基づき表記することとしております。</p>
22	<p>種類：園地 位置：東京都小笠原村母島(船木山)→東京都小笠原村母島字船木山(?)母島山稜線歩道上に整備済みのものか、未整備か不明で位置が特定できない。未整備であれば、単独施設の追加(13)園地「東京都小笠原村(玉川ダム)」を東京都小笠原村母島字船木山(玉川ダム)に充てればよい。</p>	1	<p>船木山の園地は未整備です。玉川ダムについては、位置が異なります。</p>
23	<p>種類：園地 位置：東京都小笠原村母島(沖村)→東京都小笠原村母島字静沢(鮫ヶ崎)位置が沖村(字元地及び字静沢の一部(脇浜))からは離れており、名称として違和感がある。鮫ヶ崎に整備されているので、(鮫ヶ崎)とするのが適当。</p>	1	<p>ご指摘を踏まえて、位置の表記を「東京都小笠原村母島(沖村)」から「東京都小笠原村母島(鮫ヶ崎)」に変更いたします。</p>
24	<p>種類：園地 位置：東京都小笠原村母島(御幸浜)→東京都小笠原村母島字評議平(御幸之浜)「御幸浜」という地名は存在しない。正しい表記の「御幸之浜」に訂正されたい。</p>	1	<p>ご指摘を踏まえて、位置の表記を「東京都小笠原村母島(御幸浜)」から「東京都小笠原村母島(御幸之浜)」に変更いたします。</p>
25	<p>「巽道路」の整備終了区間は、「利用施設計画変更図(父島)」よりも延びカーブを曲がった箇所あたりである。</p>	1	<p>ご指摘を踏まえて訂正いたします。</p>
26	<p>母島小剣先山線(起点 - 小笠原村母島字船木山国立公園境界、終点 - 小笠原村母島字船木山)、小笠原村管理、昭和61年度完成を追加する。</p>	1	<p>当該地域は国立公園区域に含まれておりませんので、利用施設として追加することはできません。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
27	<p>次の歩道を追加するべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○路線名 (仮称)父島西海岸線 ○起点—小笠原村父島字北袋沢国立公園境界 ○終点—小笠原村父島字西海岸(西海岸) ○主要経過地 巽谷 ○理由 北袋沢～西海岸に至る旧道(赤道)及び旧軍道があり、小笠原諸島返還以来、島民のワラビ採り、ハイキング、海水浴などに大変よく利用されている。利用者数は、小港～ジョンビーチ間の整備済み歩道より多いと思われる。しかし、歩道の管理がなされていないため、踏圧などによる路肩の崩落、新みず道形成による雨裂の拡大など地形の改変及び土壌の流亡が生じている。歩道の周辺には、小笠原国立公園指定植物ムニンフトモモやムニンサジラン、マルハチなどのシダ類も多い湿性林の中を歩道は通っている。このため、地形及び植生の保全のため、無計画な利用に任せるのではなく、公園歩道として整備することが適正であると考え。 	1	<p>当該ルートของ必要性は認められますが、計画追加について関係者の調整がつかず、今回は見送りました。今後の調整により、必要に応じて計画の追加を検討します。</p>
28	<p>次の歩道を追加するべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○路線名 (仮称)母島西浦線 ○起点—小笠原村母島字西浦(都道北進線西浦旧道入口) ○終点—小笠原村母島字西浦(西浦海岸) ○主要経過地 大沢沿い ○理由 母島の西側にあるこの入江は、サンゴ礁も発達し、かつ潮流もなく、安全に泳げる小湾で、沖村集落に比較的近く、島民に利用されている。また、「菊池翁功德碑」(月ヶ丘神社)の示す明治期製糖事業の大拠点の一であり、さらに朝鮮からの亡命者金 玉均の住居跡、その上、太平洋戦争時の旧海軍震洋隊基地跡という近代遺跡がまとまっている場所で、観光客の訪問希望先の一つである。しかし、観光協会や都道案内板により、迷う観光客もあり、歩道整備により、安全に利用されることが望ましい。 	1	<p>ご要望のルートについては現時点では、具体的な検討が進んでいないものと承知しています。今後の地域と関係者による議論を踏まえて、必要に応じて計画の追加についても検討する考えです。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
29	<p>次の歩道を追加するべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○路線名 (仮称)母島長浜線 ○起点—小笠原村母島字長浜(都道北進線長浜旧道入口) ○終点—小笠原村母島字長浜(長浜海岸) ○主要経過地 長浜集落跡 ○理由 <p>母島北部西側にあるこの海岸は、名の通り長く、大小の離れ岩があり、その周辺の海中は変化があり、外洋に面していながら潮流の影響が少なく安全に泳げる。また、明治期の朝鮮からの亡命者金玉均の住居跡、旧長浜集落跡などが途中にあり、歩道整備により安全に利用されることが望ましい。</p>	1	<p>ご要望のルートについては現時点では、具体的な検討が進んでいないものと承知しています。今後の地域と関係者による議論を踏まえて、今後必要に応じて計画の追加について検討する考えです。</p>
30	<p>(38)三日月山線の「区間追加」は三日月山の崩落が続き危険故、歩道管理者の東京都により閉鎖されて久しく使われておらず、今後も使われる見込みがないと思われる。よって、「区間追加」は妥当ではない。</p> <p>また、三日月山頂以東の稜線部は、三日月山の崩落が続き、喪失した個所もあり危険故、歩道管理者の東京都により、閉鎖されて久しく使われておらず、今後も使われる見込みがないと思われる。三日月山線の三日月山頂以東は、削除するのが妥当ではないか。</p>	1	<p>当該区間の追加は、休止中ではあるが、公園事業の執行範囲に合わせ、区間を追加しようとするものです。</p> <p>なお、当該区間については、今後閉鎖するとの方針が決定されたものではないと承知しています。</p>
31	<p>(42)母島山稜線の終点(南側)は「利用計画図(母島)」では、字元地に接する字船木山(小剣先山線あたり)で描かれているが、東京都により整備された終点は、大剣先山の南西尾根であり、「利用施設計画変更図(母島)」のとおりである。このことが、「歩道の変更」の内容に含まれていなければ、変更を要する。</p>	1	<p>公園計画上は、公園区域内のみを位置付けています。</p>
32	<p>(42)母島山稜線の境ヶ岳～乳房山間は、返還直後の調査時のみ開削されただけであり今はその痕跡もなく、戦前も稜線を仕事道に使うことはなかったという。母島山稜線南部の歩道整備による雲霧帯植生への悪影響(着生シダ類、ランの減少、外来種の侵入による小笠原諸島固有種(絶滅危惧種)の減少など)及び石門山への出入の管理(出入口は一箇所だけにする。)を考慮すると、母島山稜線の境ヶ岳～乳房山間は、削除することが望ましい。</p> <p>従って、母島山稜線の計画を二分し、字猪熊谷～字石門(区間追加を含む)の(仮称)「石門山線」と乳房山を周回する現行整備済みの(仮称)「乳房山線」に整理することが望ましい。</p>	1	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
33	<p>母島南崎線は、字中ノ平(万年青橋)～字南崎(南崎の海岸)まで東京都により整備されている。途中、万年青浜、ワイビーチ、小富士への枝道も整備されたが、これら枝道は、変更計画に反映されなくともよいのか。</p>	1	<p>公園計画においては、短い枝線の起終点の決定及び路線表示までは行っていません。</p>
34	<p>母島南崎線の起点は、沖港国立公園境界とされているが、沖港国立公園境界～中岬は海蝕崖で国立公園区域の幅も狭く、かつ内陸の農地(国立公園区域外)の防風林となっており、歩道整備をすることは、地形及び植生の破壊となり、好ましくない。沖港国立公園境界～中岬間は、削除することが望ましい。</p> <p>中岬～御幸之浜間は、歩道整備が可能であり、南崎～向島を展望する景勝もよく、近代遺跡(戦跡、中岬海面砲台)もあり残すことが望ましい。主要経過地「御幸浜」は「御幸之浜」に訂正されたい。</p>	1	<p>ご意見の趣旨は、歩道の整備時の参考にさせていただきます。ご指摘を踏まえて、位置の表記を「東京都小笠原村母島(御幸浜)」から「東京都小笠原村母島(御幸之浜)」に変更いたします。</p>
35	<p>母島西台線は、字衣館(北村)～字西台(大沢海岸)間が、東京都により整備されている。大沢海岸～乾崎は、戦前も一部大沢海岸に近い要畑(かなめばた)が開墾されただけで、その先は人手のあまり入っていない、母島では少ない乾性低木林である。乾崎の西台園地を削除するだけでなく、大沢海岸～乾崎の歩道も削除することが望ましい。</p>	1	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
その他のご意見			
36	<p>変更に関して、特に意見はありません。というか、意見が入れられるほどには資料が読み取れません。</p> <p>まず、使われている用語が理解しづらいです。分かりやすい用語を使うか、適切な注釈を入れてください。（例：削除とは具体的にどういうことをするのか、削除された施設はどうなるのか）</p> <p>また、変更がなされて実際には何がどうなるのかイメージがつかめません。</p> <p>利用する人、案内する人が分かりやすいように現地での表示・周知をお願いします。林野庁からの規制などともごっちゃになってしまい、どこでは何をして良いのか、いけないのかが分からなくなってきました。</p> <p>景観よりも、守られるべきものは生態系だと考えます。</p>	1	<p>行政用語として一定の定義の下使用しているもので、ご理解ください。なお、今回は「計画の変更」なので、削除といっても施設が撤去されたりするわけではありません。あくまで計画がなくなるもので、この場合は整備予定がなくなるということです。表示や周知等については今後進めるとともに、その他ご指摘の点は今後の施策の参考とさせていただきます。また、自然公園法上「景観の保護」には「生態系の保護」が含まれます。</p>
37	<p>地域名に「東京都小笠原村」の表示のみ、字名、山名、その他の地名、通称が混在し、混乱している。</p> <p>公園区域及び公園計画の制定時は、小笠原村は字が定められていなかったが、その後、父島及び母島における字の設定、小笠原諸島全体における字の設定があり、字名を基本とした整理が必要である。</p> <p>(例)三日月山の一部→字西町の一部（三日月山）等</p>	1	<p>公園計画における単独施設位置については、「国立公園の公園計画作成要領等（平成15年5月28日自然環境局長通知）」に基づき公園計画に表記されています。実際に整備した際には、利用者にわかりやすい名称を付けています。</p>